

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

JST 追跡評価¹の実施要領

令和3年4月改定
JST 国際部 SATREPS グループ

1. 地球規模課題国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの追跡評価について

SATREPS は、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題を対象とし、社会実装の構想を有する国際共同研究を政府開発援助 (ODA) と連携して推進します。本プログラムでは地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を獲得することやこれらを通じたイノベーションの創出を目的とします。

SATREPS は、JST においては競争的資金制度の位置付けであることから、終了プロジェクトについて追跡評価を行うことが必要とされています。JST の追跡評価は、国際共同研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて国際共同研究の成果の発展状況や活用状況を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資することを目的とします。なお、JST の追跡評価はプロジェクト終了約5年後の状況をふまえ評価を行うものであり、JICA において実施する事後評価の仕組みとは時期が異なるため、JST が独自に実施します。

2. 追跡評価の進め方

追跡評価は、研究終了後5年程度を経た後のプロジェクトを対象とし、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について「追跡調査」を行い、その結果等を基に評価を行います。

「追跡調査」については、文献調査 (プロジェクトの報告書、解説、原著論文など)、インターネットによる調査、各種データベースによる業績 (論文、特許、受賞他) の調査からなる基礎データ調査と、日本側研究者へのアンケート調査等により行います。なお、基本的に日本側研究代表者より情報収集することとします²。

追跡調査で作成した追跡調査資料をもとに、研究領域毎に研究主幹や外部有識者による意見交換を行い、そこで得られた事業及び事業運営の改善等に関する意見を JST がとりまとめることをもって追跡評価とします。

標準的なモデルとしての追跡評価の進め方は以下の通りです。【 】は主な実施者となります。

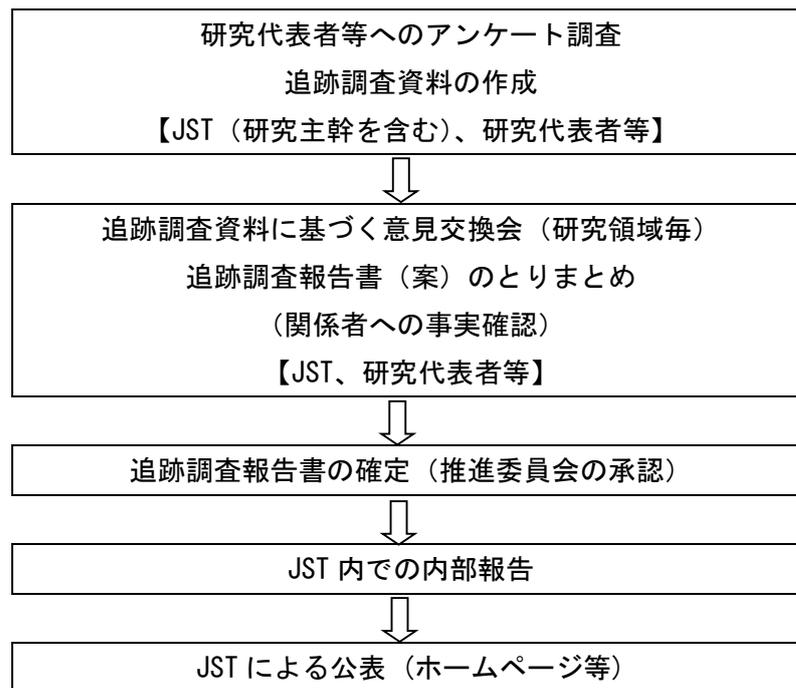
内容
基礎データ調査による追跡調査資料案 ³ の作成【JST】



¹ JST は追跡評価、JICA は事後評価という言葉を利用します。JST 追跡評価と JICA 事後評価は各々の評価項目の観点から JST 追跡評価はプロジェクト終了5年後、JICA 事後評価は終了3年後を目途に実施されます。

² 必要に応じて日本側研究者へのインタビュー調査や相手国プロジェクト関係者へのアンケート等の調査を実施することもあります。

³ 研究者宛ての質問票として作成し、研究代表者に送付します。



3. 追跡評価の視点

追跡評価における具体的な評価の視点は以下のとおりです。

1. プロジェクト終了後も当該研究（共同研究に限らない）が継続・発展しているか
2. 研究成果は地球規模課題の解決に向けた科学技術の進展にどのように貢献しているか
3. 研究成果はどのような形で地球規模課題の解決、及び社会実装（日本への波及効果も含む）に向けて発展しているか
4. 国際共同研究を実施したことにより、日本と相手国の人材育成や開発途上国の自立的研究開発能力の向上などにつながったか
5. 上記以外の成果（日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化、科学技術外交への貢献）

4. 追跡評価の際に使用する資料

- 追跡調査資料 <JST>
- 終了時成果目標シート（参考） <JST>
- 終了時評価報告書（参考） <JST>
- 終了報告書（参考） <JST>
- その他追跡評価に必要な情報等 <研究代表者、JST>

5. 評価に際して

- 追跡評価の目的を鑑み、追跡調査はプロジェクト毎に実施しますが、評価においては、当該年度追跡評価対象となる複数課題について、研究領域毎に意見交換を行います。追跡評価は、追跡調査資料、終了時評価報告書、終了報告書、研究代表者による提供情報などを総合的に勘案して行われます。
- 評価者が利害関係者である場合は、評価に加わることはできません。利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 被評価者と親族関係にある者。
 - (2) 被評価者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業における同一の部署に所属している者。
 - (3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究プロジェクトの中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - (5) 被評価者の研究プロジェクトと直接的な競争関係にある研究を行っている者。
 - (6) その他 J S T が利害関係者と判断した者。
なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に加わりません。
- 研究代表者に対して、追跡調査報告書を公表する前に、報告書案について事実誤認がないか等の確認を行います。

6. その他

- ・ 評価結果の公表の参考例としては下記ホームページをご参照ください。
(JST) <https://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>
(JICA) <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/middle-end.html>
- ・ 評価に携わる関係者は、個人情報保護、及び秘密保持の観点から、関係資料の取り扱いについては十分な配慮をお願いします。特に、評価コメントは厳正な評価ができるよう秘密を保持する必要がありますので、慎重な取り扱いをお願いします。

7. 参考資料

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 内閣総理大臣 (平成 28 年 12 月)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>
- (2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 文部科学大臣 (平成 29 年 4 月改定)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/1260346.htm
- (3) 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」 閣議決定 (令和 3 年 3 月)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

以上